

第 41 号 議 案

財産の処分について

次の財産を処分するものとする。

所 在 地	種 目	数 量	価 格	相 手 方	処分の方法
諫早市堂崎町 5 - 1 の一部 (県営西諫早団地敷地の一部)	土 地  建 物	敷地面積 29,889 平方メートル 住宅11棟280戸 予定延べ面積 15,828.65 平方メートル	予定価格  121,300,000円	長崎市金屋町 1 番17号 福德不動産グループ 代表企業 株式会社 福德不 動産 代表取締役 福島 卓	一般競争入札 による売払い

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

(提案理由)

西諫早団地建替事業における余剰地活用事業として県営西諫早団地敷地の一部の財産を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。